

1. 主に法人・事業者に関するもの

(1) 事前届出

区分	施設関係					事業関係					
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法	
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	保育所	家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	認可外保育施設 (注)届出は1回であり、事前・事後の概念はない	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等	業務管理体制
①設置者の氏名又は名称及び住所	○	○			○						
②法人の代表者の氏名/経営の責任者	○	○	○	●							

(2) 事後届出

区分	施設関係					事業関係					
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法	
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	保育所	家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	認可外保育施設 (注)届出は1回であり、事前・事後の概念はない	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等	業務管理体制
①設置者、申請者又は事業者の名称又は氏名/経営者の氏名又は法人の名称						●	●	○	○	●	△
②設置者又は事業者の主たる事務所の所在地/経営者の住所又は法人の主たる事務所の所在地						●	●	○	○	●	△
③代表者の氏名、生年月日、住所及び職名						●	●			●	△
④役員の氏名、生年月日及び住所						●	●			●	
⑤設置者又は事業者の登記事項証明書等/法人格を有することを証する書類			○	●		●	●			●	
⑥設置者又は事業者の定款、寄附行為等/条例、定款その他の基本約款						●	●	○	○	●	
⑦法令遵守責任者の氏名及び生年月日											△
⑧業務が法令の適合することを確保するための規程の概要(子ども・子育て支援法に規定する確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の場合に限る。)											△
⑨業務執行の状況の監査の方法の概要(子ども・子育て支援法に規定する確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の場合に限る。)											△
⑩子ども・子育て支援法第55条第2項各号に掲げる区分の変更											△

注1 上記の表中○については提出先が都道府県(指定都市及び中核市を含む。)であるもの、●については提出先が市町村であるもの、△については提出先が国、都道府県又は市町村であるものを指す。

注2 上記の表はわかりやすくするため簡易な記載としているので、正確な規定については各法令を参照すること

2. 主に個別の施設に関するもの

(1) 事前届出

区分	施設関係					事業関係					
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法	
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	保育所	家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	認可外保育施設 (注)届出は1回であり、事前・事後の概念はない	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等	業務管理体制
①施設/認定こども園の名称	○	○			○						
②施設の所在地	○	○			○						
③認定こども園の長となるべき者の氏名	○	○									
④福祉の実務に当たる幹部職員			○	●							
⑤園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面/建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	○		○	●	○						
⑥幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)(注1)/運営の方法/事業の運営についての重要事項に関する規程	○		○	●							
⑦目的	○										
⑧経費の見積もり及び維持方法	○										
⑨認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別		○									
⑩利用定員	○	○(注2)				●(注3)					
⑪教育又は保育の目標及び主な内容	○	○									
⑫子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	○	○									
⑬教育及び保育並びに子育て支援事業の概要として都道府県から周知された事項(都道府県が定める軽微な変更を除く。)	○	○									

注1 認定こども園法施行規則第16条に掲げる事項に限る。

注2 都道府県知事等が定める数を超えない範囲内で行われるものは除く。

注3 利用定員の増加については申請が必要。

(2) 事後届出

区分	施設関係					事業関係					
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法	
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	保育所	家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	認可外保育施設 (注)届出は1回であり、事前・事後の概念はない	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等	業務管理体制
①施設又は事業所の名称/事業の用に供する施設の名称			○	●		●	●	○	○	●	
②事業の用に供する施設の種類の			○	●				○	○		
③施設又は事業所の設置の場所、所在地又は位置/事業の用に供する施設の所在地			○	●		●	●	○	○	●	
④施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所					○	●	●			●	
⑤施設又は事業所の管理者の生年月日						●	●			●	
⑥建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要/事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び施設の概要/建物その他設備の規模及び構造並びにその図面						●	●	○	○		
⑦運営規程						●	●				
⑧連携協力を行う特定教育・保育施設等の名称							●				
⑨施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項/地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項						●	●				
⑩事業の種類及び内容								○	○		
⑪事業の利用定員								○	○		
⑫事業を行おうとする区域								○	○		
⑬職員の定数及び職務の内容								○	○		
⑭主な職員の氏名及び経歴								○	○		
⑮事業開始の予定年月日								○	○		
⑯施設の設置者について、過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)					○						

注4 上記の表中○については提出先が都道府県(指定都市及び中核市を含む。)であるもの、●については提出先が市町村であるものを指す。

注5 上記の表はわかりやすくするため簡易な記載としているので、正確な規定については各法令を参照すること。